

5 防災部会

(1) 概要

災害発生時には、心身の状況により一般避難者との共同避難生活が困難な障害者や難病患者等の要配慮者のための二次的な避難所として、福祉避難所を開設することが求められる。

有事の混乱の中で、福祉避難所を速やかに開設し、適切な運営を確保するために必要な体制の整備を進める。

(2) 背景

令和元年度末時点で、市内 11 か所の施設が福祉避難所として指定されており、福祉避難所の各施設管理者と基本事項を確認するとともに、マニュアルの設置、備蓄品の保管等、ソフトとハードの両面で整備を進めている。

しかしながら、令和元年度に社会福祉協議会が実施した福祉避難所開設訓練で見えてきた課題の解決をはじめ、より実践的な想定に基づき、協定、マニュアル、備蓄品等の事前準備を見直す必要や、改めて潜在的なニーズを把握し、新たな福祉避難所の指定を進める必要がある。

(3) 令和 2 年度検討事項

福祉避難所に関する事前準備、設置・運営体制の見直しに向けて協議する。併せて、市や福祉避難所の指定を受ける法人等福祉避難所関係機関のネットワークづくりに取り組む。

ア 第 1 回

福祉避難所の現状について確認し、情報共有を行う。

イ 第 2 回

各施設等の福祉避難所に関する課題を洗い出し、整理する。

ウ 第 3 回

第 2 回で抽出された課題を踏まえ、福祉避難所に関する事前準備や設置・運営体制の見直しに向けて、翌年度以降取り組む内容を協議する。

※検討経過等を踏まえ、内容は適宜変更する。